

寄附金控除の対象となるNPO法人を条例で指定する 条例個別指定制度

導入について、ご意見を募集しています！

意見募集期間 平成 25 年 10 月 7 日（月）から平成 25 年 11 月 5 日（火）まで

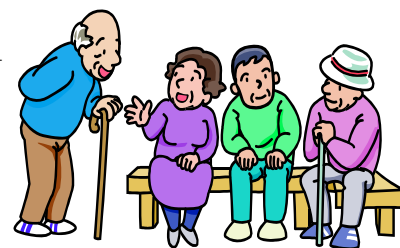
平成 23 年 6 月の地方税法等の改正に伴い、それぞれの地方自治体が独自に条例で特定非営利活動法人（NPO 法人）を指定することによって、当該 NPO 法人に対する寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる「条例個別指定制度」が新設されました。

これは、地域の課題解決の担い手である NPO 法人の活動のより一層の充実を目指し、NPO 法人に対し市民が寄附しやすい環境を整えるもので、市民によるまちづくり活動の促進に取り組む札幌市としても、NPO 法人の財政基盤を強化する仕組みとして導入に向け、検討を進めてきました。このたび、NPO 法人を指定する基準や手続の案をまとめましたので、ご意見を募集します。

<目 次>

(ページ)

1	NPO法人の条例個別指定制度とは	—	1
2	指定を受けるには	—	2
3	制度導入に当たっての基本的な考え方	—	2
4	指定の基準（案）	—	3
5	条例個別指定制度の手続等（案）	—	5
6	用語解説	—	6
7	条例骨子（案）	—	7
8	意見募集要領	—	11
添付資料) 意見募集用紙			



札幌市市民まちづくり局
市民自治推進室
市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市役所本庁舎 13 階南側
電話：011 - 211 - 2964 FAX：011 - 218 - 5156
E メール：shimin-support@city.sapporo.jp
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html

1 NPO法人の条例個別指定制度とは？

条例個別指定制度は、地方自治体の条例で指定されたNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）に寄附をすると、寄附した住民の個人住民税に寄附金控除が適用される制度です。

制度の導入は、各自治体の判断に委ねられており、指定の基準や手続も各自治体の条例等で定めることになります。

「条例個別指定」を受けるメリットは？

個人の寄附者のメリット

○ 当該NPO法人への寄附金が個人住民税の控除の対象となります。

※ 札幌市の指定NPO法人に寄附すると、申告により、寄附金のうち2,000円を超える部分の6%が市民税から（道が指定している場合はさらに4%が道民税から）控除されます。

指定NPO法人のメリット

○ 認定NPO法人のパブリックサポートテスト基準（以下「PST基準」という。）がクリアされます。

【PST基準とは？】

NPO法人が、広く一般から支持され、公益性を有すると判断されるための要件です。

- ① 相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上
- ② 絶対値基準：3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ 地方自治体が条例で個別に指定

「認定NPO法人」とは？

特定非営利活動促進法（NPO法）の基準に基づき認定されると、次のような税制上の優遇が受けられます。

- ① 個人が寄附をした場合：当該寄附金から2,000円を控除した金額に対し、40%が所得税から、6%が市民税から、4%が道民税からそれぞれ控除（最大で寄附金額の約50%が税額控除）
- ② 法人が寄附をした場合：一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が可能
- ③ 相続人が寄附をした場合：寄附をした相続財産が非課税
- ④ 当該NPO法人：みなし寄附金制度の適用

認定NPO法人になるには？

○ 欠格事由に該当せず、PST基準をクリアし、かつ、次の①～⑦の運営要件（法人の組織運営を判断する要件）を満たす必要があります。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満 | ④ 情報公開を適切に実施 |
| ② 運営組織及び経理が適切 | ⑤ 所轄庁に事業報告書等を提出 |
| ③ 事業活動の内容が適正 | ⑥ 法令違反、不正行為等がない |
| | ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過 |

2 指定を受けるには？

指定の基準や申請等の手続は、各自治体が独自に定めています。

自治体の定める基準を満たし、申請を行い、議会の承認を得て条例で個別に指定を受けることが必要になります。

札幌市の基準は？

- 検討委員会での検討やパブリックコメント手続などを通して、幅広いご意見を取り入れ、基準や手続を決定します。

どのようなNPO法人を条例個別指定制度の対象とするかなど、制度の導入について昨年7月に「NPO法人への寄附促進等の仕組みづくりに関する検討委員会」を設置し、検討を行い、本年3月にその結果を報告書としてまとめました。また、今回、パブリックコメント手続を通じて寄せられるご意見も踏まえ、札幌市にふさわしい制度を創設します。

制度導入に向けた規定整備

○(仮称)札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の制定

指定のための基準や申請等の手続などを定めた条例（手続条例）を制定します。

※ 今回、皆様からご意見を募集するものです。内容については、7ページからの条例骨子案をご覧ください。

- ◆ 手続条例の制定後、NPO法人から申請を受けて審査を行い、指定が妥当とされたNPO法人を指定する条例（指定条例）を制定します。
- ◆ 併せて、指定NPO法人への寄附金を個人市民税の寄附金税額控除の対象とするため、札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部改正も行います。

3 制度導入に当たっての基本的な考え方

- 高い公益性、組織運営の健全性に着目します。

指定NPO法人に対する寄附には個人市民税が優遇されるという観点もあることから、地域課題解決に向け様々な活動主体と協働するなど高い公益性が求められるほか、活動を継続できる組織運営の健全性も必要になります。

- 難病やひきこもり、DVなど市民から認知されにくい分野で活動をするNPO法人も対象となるよう配慮します。

寄附者の獲得が難しいなどPST基準（1ページ参照）での公益性を評価しにくいNPO法人もあります。そのようなNPO法人でも、公益性の高い活動を行っている場合、条例個別指定制度により支援する必要があると認められることから、これらも対象となるよう幅広い基準を設定することが求められます。

- 北海道の条例個別指定制度との整合を図ります。

札幌市と北海道から指定を受けると、寄附金のうち2,000円を超える額について、市民税分6%と道民税分4%の合計10%が税額控除の対象となります。

※ 北海道と基本的な考え方を共有した上で、整合性に留意した制度設計を行います。

4 指定の基準（案）

条例指定に当たっては、札幌市内に事務所を有し、札幌市内で活動を行っている団体であって、活動に一定の公益性を求める「公益要件」と組織運営面での健全性を判断する「運営要件」に適合することを必要としています。これらの基準に適合するかどうか判定する期間（実績判定期間）は、2事業年度としています。

公益要件

次の数値基準と活動基準のいずれも満たすこと

活動実績に係る数値基準（①～④のいずれかに該当）

- ① 寄附金の総額が年 3,000 円以上である寄附者の数が年平均 50 人以上であること

【認定NPO法人の「PST基準」の緩和】

市民から認知されにくい活動や一定の地域に根ざして活動を行うNPO法人にとって、認定基準の人数を満たすのは難しいと考えられますので、緩和した基準を設定します。

- ② 特定非営利活動へのボランティア参加者数が年延べ 100 人以上であること。ただし、実人数が 10 人以上とする。

【ボランティアの活用実績】

課題が市民から認知されていない分野など、NPO法人の中には寄附という形ではなく、ボランティアを有効活用して活動を維持する場合があります。寄附以外の支持についても評価できる基準を導入し、指定対象の幅を広げます。

- ③ 一般市民を対象とした催事を年 4 回以上開催し、かつ、参加者が年延べ 100 人以上であること

【一般市民を対象とした事業実施】

一般市民を広く対象とした事業（セミナーやイベント）を実施し、一定数の参加がある場合、公益性のある活動とみなし、指定の対象とします。

- ④ 特定非営利活動に係る事業費が年間 150 万円以上であること

【事業規模】

特定非営利活動に係る事業規模が相当程度ある場合、一定の公益性があるものとして、指定の対象とします。

※ 北海道から条例個別指定を受けている場合は、上記①から④までの数値基準を満たすものとして取り扱います。

活動基準

次のア～ウを総合的に評価し、市民等との連携・協力を通じた特定非営利活動の継続性と発展性が見込まれること

ア 他団体と協働して特定非営利活動を行う見込みがあること

【協働による特定非営利活動の展開】

多様な地域課題の解決には、様々な活動主体の連携が重要であることから、行政、企業、地縁組織その他の団体と協働し、地域課題の解決に向けた取組など公共を担う活動が展開される見込みについて、協定、共催、助成などの実績や事業計画を踏まえ評価します。

イ 特定非営利活動が継続的に行われる見込みであること

【特定非営利活動の継続性】

指定の有効期間が5年であることから、特定非営利活動が今後5年間、継続的に実施される見込みについて、活動実績や事業計画、収支予算等を踏まえ評価します。

ウ 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること

【寄附活動を通じた活動基盤の強化】

NPO法人が積極的に寄附の募集に取り組むことは、条例個別指定制度の実効性を高めるとともに、NPO法人の活動基盤の充実や、寄附を通じた市民のまちづくり活動への参加の拡大につながるものであるため、寄附を集める活動を継続的に実施する見込みについて、催事でのPRなどの実績や事業計画を踏まえ評価します。

運営要件

認定NPO法人になるための「運営要件」（1ページ参照）を準用して設定

指定を受けるNPO法人は、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、市民に対して十分な情報公開を行うなど組織運営面の健全性や適切性が求められます。

認定NPO法人の運営要件は、法人の組織運営状況を判断する基本的な要件となっているため、これらの要件を準用します。

ポイント！

現在検討中の条例個別指定制度の指定基準では、認定NPO法人になるための「運営要件」を準用することとしています。そのため、札幌市による指定を受けると認定NPO法人の認定基準である「運営要件」と「PST要件」（1ページ参照）をいずれも満たすこととなり、円滑に認定NPO法人へ移行できます。

5 条例個別指定制度の手続等（案）

審査方法は？

指定の手続を行うかどうかは、公正性や公平性、効率性を考慮し、行政での審査に加え、NPO法人の制度や財務会計などに精通した有識者等で構成する第三者委員会（以下「審査委員会」という。）での審査も実施し、その意見を踏まえ決定します。

① 行政での審査	公益要件（数値基準）及び運営要件について、書類審査・実態調査を実施
② 審査委員会での審査	活動基準（4ページ参照）を中心に審査を実施（非公開）。原則、書類審査・ヒアリングを実施

指定NPO法人になるまでの流れは？

条例により指定するには市議会の議決が必要です。定例の市議会は年4回開催されますが、審査手続に慎重を期すことが求められるため、指定の実施は年2回を基本とします。

審査の流れは、おおむね以下のとおりです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月指定
	7月	8月	9月	10月	11月	12月指定
項 目	事前相談（通年）					
		申請期限	書類審査 実態調査	審査委員会 審査結果通知	議会提案	議会議決

指定NPO法人になってからは？

【指定の有効期間】

指定の日から5年とし、有効期間満了後は、更新による延長を可能とします。

【報告義務】

一般のNPO法人は毎事業年度、事業報告書等を提出しなければなりません。指定NPO法人は、これに加え、役員報酬等の規程、収益の明細などを毎事業年度、報告するとともに情報を広く公開することとします。

【監 督】

① 報告・検査等

指定NPO法人が法令等に違反したり、運営が著しく適正を欠いている疑いがある場合は、市長が報告を求めたり、立入検査を実施します。

② 指定の取消し

指定NPO法人が、偽りその他不正な手段で指定を受けた場合などには、指定NPO法人に該当しないこととする手続（取消し）を行います。また、指定基準に適合しなくなったとき、法令違反が認められたときなどには、審査委員会の意見を聴いた上で、取消しを行います。

用語解説

1 特定非営利活動

福祉やまちづくり、環境など、特定非営利活動促進法に定められた分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動です。

2 特定非営利活動法人（NPO法人）

NPO法人は、公益目的を有して非営利で活動する団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を付与された法人をいいます。特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定の個人や団体の利益を目的としないなどの条件を満たし、所轄庁の認証を受けた後、登記をすることで成立します。

3 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）

NPO法人のうち運営組織及び事業活動が適正で、公益の増進に資するなど一定の基準に適合し、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいい、様々な税制上の優遇措置を受けることができます。なお、仮認定制度は、認定を受けるための要件のうち、パブリックサポートテスト基準（PST基準）を満たしていなくても、他の要件（運営要件）を満たしていれば、認定NPO法人に準じる税制上の優遇措置が受けられる制度です。

4 寄附金控除

個人がNPO法人等に対して寄附した場合に、所得税や住民税のうち、寄附した額について所得控除あるいは税額控除を認める制度をいいます。

5 損金

法人税法上、資本等の取引によるものを除いた法人の資産の減少を来す原価・費用・損失の額をいい、法人税の算定基礎となる課税所得は、益金の額から損金の額を差し引いた額となります。

6 みなし寄附金制度

法人税法上の収益事業に関する資産のうちから法人税法上の非収益事業のうちその特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額を寄附金とみなし、所得の50%又は年200万円のうちいずれか大きい金額が寄附金の損金算入限度額とされる制度です。

(仮称) 札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例骨子(案)

(※ 規則等で定める予定の事項も記載しています。)

1 趣旨

この条例は、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人（以下「指定 N P O 法人」という。）を条例で定めるための手続等に関し、必要な事項を定めるものとします。

(※ 指定 N P O 法人を指定する条例は別に定めます。)

2 申出

指定 N P O 法人を目指す法人は、3 に規定する基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を市長に提出することとします。

3 指定手続を行うために適合すべき基準等

市長は、次の(1)から(4)までに掲げる基準に適合すると認めるときは、指定 N P O 法人を条例で定めるために必要な手続を行うものとします。その実績判定期間は、2 事業年度とします。

(1) 事務所の所在

札幌市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、札幌市内で活動していること。

(2) 公益要件（活動実績に係る数値基準）（次のいずれかに適合すること）

ア 各事業年度中の寄附金の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 50 人以上であること。

イ 特定非営利活動へのボランティアの参加者が、各事業年度において延べ 100 人以上いること。ただし、実人数が 10 人以上とする。

ウ 市民を対象とした特定非営利活動に関する催事を各事業年度において 4 回以上開催し、かつ、一般参加者が延べ 100 人以上であること。

エ 特定非営利活動に係る事業費が年間 150 万円以上であること。

※ 北海道から条例個別指定を受けている場合は、上記アからエまでの基準を満たすものとして取り扱います。

(3) 公益要件（活動基準）

特定非営利活動の継続性、発展性が認められること（次に掲げる事項を総合的に評価して決定します。）。

ア 特定非営利活動を申出をした法人以外の団体と協働して行う見込みがあること。

イ 特定非営利活動が札幌市内において 5 年以上継続的に行われる見込みであること。

ウ 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること。

(4) 運営要件

特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる次の基準に適合すること。

ア 事業活動において共益的な活動（対象を会員など特定の者に限定した活動や特定の範囲の者のみに便益の及ぶ活動等）の占める割合が 50%未満であること。

イ 運営組織及び経理が適切であること。

ウ 事業活動の内容が適正であること。

- エ 情報公開を適切に実施していること。
- オ 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- カ 法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと。
- キ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

4 指定手続を行わない場合（欠格事由）

次のいずれかに該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を行わないものとします（認定NPO法人の欠格事由と同様の考え方によります。）。

(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 条例個別指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

イ 特定非営利活動促進法による認定又は仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

(2) 条例個別指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

(3) 特定非営利活動促進法による認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

(4) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人

(5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

(6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人

(7) 次のいずれかに該当する法人

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

5 審査の方法

指定の手続を行う場合は、行政による審査に加え、外部の学識経験者等による審査委員会の審査を行うこととします。

6 指定の更新の申出

指定有効期間（5年間）経過後も引き続き指定を受けようとする場合は、一定の期間内に更新の申出を行うこととします。

7 変更等の届出

指定NPO法人は、役員、定款、事務所の所在地、又は事業の概要を変更した場合や指定後に指定NPO法人でないものと合併した場合には、市長にその旨を届け出なければならないこととします。ただし、札幌市長が所轄庁である指定NPO法人については、特定非営利活動促進法による認証申請又は届出を行うことで省略できることとします。

8 事業報告書等の閲覧等

指定NPO法人は、役員報酬等の規程や収益の明細等の書類を事務所に備え置くこととします。また、請求があった場合は、これらの書類や事業報告書、指定の基準に適合することを説明する書類等を閲覧させなければなりません。

さらに、事業報告書や定款、役員報酬等の規程、収益の明細等の書類はインターネットでも公表することとします。

9 書類の提出と公開

指定NPO法人は、毎事業年度に1回、事業報告書、役員報酬等の規程、収益の明細等を市長に提出しなければならないこととします。また、助成金の支給や海外への送金等については、その都度、実績等を記録した書類を提出しなければならないこととします。

また、市長は、請求があった場合は、これらの書類や指定の基準に適合することを説明する書類を閲覧又は謄写させなければならないこととします。

さらに、指定NPO法人は、毎事業年度に1回、当該指定NPO法人及びその事業の概要報告書を作成の上、市長に提出し、市長は、これをインターネットで公表することとします。

10 報告及び検査

市長は法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認められるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとします。

11 勧告及び命令

市長は、指定NPO法人が、次のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、法人に対し、改善のために必要な措置を執るべき旨を勧告し、それに従わないときは、命令できることとします。また、この場合、勧告又は命令の内容について、インターネット等により公表することとします。

- (1) 3(3)の公益要件（活動基準）及び(4)の運営基準の一部に適合しなくなったとき。
- (2) 法令又はこの条例の規定に定める必要な届出等を怠ったとき。
- (3) 9の報告をしなかったとき、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

12 事業の停止

特定非営利活動以外の事業から生じた利益を特定非営利活動以外の目的に使用したときは、法人に対し、当該事業の停止を命令できることとします。また、この場合、命令の内容について、インターネット等により公表することとします。

13 指定の取消し

- (1) 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定NPO法人に該当しないこととする手続（以下「指定の取消し」という。）を行うこととします。

ア 4の欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。

イ 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

ウ 設立の認証を取り消されたとき。

エ 特定非営利活動促進法による認定又は仮認定が取り消されたとき。

オ 指定NPO法人から指定の取消しを行うことを求める申出があったとき。

カ 更新申出期間中に、申出がなかったとき。

キ 更新申出があった場合において、基準に適合しないとき。

ク 合併の届出をした場合において、基準に適合しないとき。

ケ 指定NPO法人の事務所が本市の区域内に存しなくなったとき。

コ 指定NPO法人が解散したとき。

- (2) 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、審査委員会の意見を聴き、指定の取消しを行うことができるものとします。

ア 3(3)の公益要件（活動基準）及び(4)の運営基準の一部に適合しなくなったとき。

イ 法令又はこの条例の規定に定める必要な届出等を怠ったとき。

ウ 9の報告をしなかったとき、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

エ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

オ 正当な理由なく、条例に基づく命令に従わないとき。

意見募集要領

現在、検討を進めているＮＰＯ法人の条例個別指定制度の基準・手続等について、ご意見を募集します。今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、条例案として札幌市議会に提出する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見などの概要につきましては、それらに対する市の考え方と併せて、平成２５年１１月ごろにホームページなどで公表します。

１．意見募集期間

平成２５年１０月７日（月）～１１月５日（火）（３０日間）

※１１月５日（火）までに必着です。

２．意見の提出方法

(1) **郵送**の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入の上、投函してください。（切手不要）

(2) **FAX**の場合：０１１－２１８－５１５６

(3) **電子メール**の場合：shimin-support@city.sapporo.jp

(4) **直接お持ちいただく**場合：

札幌市中央区北１条西２丁目 札幌市役所本庁舎１３階南側

札幌市市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

受付時間 平日８時４５分～１７時１５分

(5) **ホームページから送信**する場合：<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>

※ 電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますのでご了承ください。

※ 障がいのある方で上記の方法によることが困難な方につきましては、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出に対応致します。

※ ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所等をご記入ください。

（ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所等は公開いたしません。）

３．意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

住所：札幌市中央区北１条西２丁目札幌市役所本庁舎１３階南側

電話：０１１－２１１－２９６４ FAX：０１１－２１８－５１５６

電子メール：shimin-support@city.sapporo.jp

（参考）本資料公表場所

(1) ホームページ「札幌市のＮＰＯ」

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>

(2) 札幌市役所本庁舎（１階ロビー、２階北側 行政情報課、１３階南側 市民活動促進担当課）

(3) 札幌市市民活動サポートセンター（札幌市北区北８条西３丁目札幌エルプラザ２階）

(4) 各区役所総務企画課広聴係

(5) 各まちづくりセンター

意見応募用紙

ご意見記入欄

〔素案について、あなたのご意見をお書きください。
また、どの項目へのご意見が分かるようにお書きください。〕

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

お名前		年齢	歳
ご住所			

- ※ 記入欄が不足する場合は、別紙にご記入の上、同封してください。
- ※ ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所などをご記入ください。（ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所などは公開いたしません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。）

のりしろ

のりしろ

差出人	住所 氏名
-----	----------

のりしろ

060-8788

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所市民まちづくり課

市民自治推進室 市民活動促進担当課 行

料金受取人払郵便

札幌中央局
承認
1005

差出有効期間
平成25年11月
30日まで
●切手不要

